

## 第 4 回守口市子ども・子育て会議議事録

開催日時	平成 26 年 7 月 7 日（月）午後 1 時 00 分から
開催場所	守口市役所 第 1 委員会室
議 題	(1) 開会 (2) 第 3 回会議と議事録について (3) 議題 ①「素案 第 1 章」に関する修正案について ②前回配付の資料説明 ③子ども・子育て新制度関係条例案に係るパブリックコメントの実施について ④健康診査の結果と内容説明 ⑤その他資料説明 ⑥「素案 第 2 章」について ⑦「素案 第 3 章」について (4) その他 事務連絡 (5) 閉会
出席者	委員 15 名

### (1) 開会

#### 【第 4 回会議の資料説明】

(議長) 第 1 回会議から修正や差し替え資料が多く、現在どの資料が最新なのか混乱する。資料No.等を含め一度きちんと整理してほしい。

(事務局) 一覧表にまとめるなどして、どの資料が最新のものかわかるようにしたい。

#### 【委員提案、委員提出資料配付・説明】

(委員) 資料は、公立幼稚園、保育所、民間保育所、私立幼稚園の経営状況を表示した内容で、それぞれの帰属収入に対する人件費比率、教育研究費比率、職員配置、クラス数、園児数の比較検討が容易にできるようになっている。収入が支出を上回るほど黒字の安定経営であり、教育研究管理費の割合が大きくなると教育の充実につながっていくことになる。資料をみていただくと、園児数、クラス数など、園規模が数字で示されており、園規模に対する人件費の割合も把握できると思う。

1 枚目の資料は、私立幼稚園の消費収支計算書で、帰属収支差額比率が 4.80%、人件費比率が 57.96%、教育研究費比率が 35.68%で、大阪府の平成 22 年度の 400 以上の法人の中の 243 法人の集計となっている。

2 枚目の資料は、守口の公立幼稚園の状況、管理費等について示している。直近の平成 25 年度をみると、公立幼稚園の園児数が 258 名、クラス数が 13、教職

員数が24人、臨時職員が19人となっており、園児258人に対し43人の教職員がいるという状況である。支出の内訳をみると、給料等人件費が全体の93.46%、金額を教育研究費と合わせると、2億6,125万8,000円となっている。次に、守口市公立、民間保育所の状況、管理費等についてみると、公立は12園、園児が1,290名、実支出額は21億2,535万7,023円、民間については11園、園児が1,205名、実支出額は12億3,406万2,996円となっている。保育所の職員配置は、0歳児では3人に1人、1歳、2歳は6人に1人と決められているが、0歳児については、公立は490名、民間は1,830名、1歳、2歳の児童数についても、民間は公立の2倍から3倍程度であることを考えると、民間で配置する教職員の数が多いということになる。

教育や保育の中身が問われると思うが、税の使い方により良い教育のあり方を考えていただきたいと思う。

(2) 第3回会議と議事録について

【署名委員の選任】

(3) 議題

【議題①：「素案 第1章」に関する修正案について】

(委員) 修正版の第1章は、前回会議での意見が反映され、わかりやすくなった。特に、守口市の課題は待機児童だということが明確にされていて、待機児童の解消を目的としているという、守口市の方向性がはっきりできてよいと思う。

(委員) 「計画策定の趣旨」の中の文言について、「親の就業形態に関わらず幼児教育を受ける機会を広く確保する」とあるが、幼児教育というと、幼稚園に限定されてしまう感じがする。「教育・保育を受ける」といった表現に修正する方がよい。

(事務局) そのように修正したい。

(議長) 「親の就業形態に関わらず」という表現について、就業形態ということだけでしぼっていいのか。今の表現だと、「就業形態だけに関わります」というニュアンスになってしまう。例えば外国人の問題とか、ひとり親の問題とかについてどう考えるのか。

(事務局) この記述は、認定こども園の活用ということで書いている。ひとり親家庭、外国人家庭について、現行の状況に問題なしと思ってはいない。ひとり親家庭についていえば、就業の形態という意味でいえば非常に過酷な状況下に置かれ、その中で、必要な保育が十分受けられるのかという問題もあり、保育の必要性の優先度など、考えなくてはならないところではある。しかし、ここの記述に限って言えば、教育・保育施設として認定こども園にはどんなメリットがあるのかという点からそのような表現をしている。

(議長) それと、大阪府ではサービス業で働く割合も高く、土日出勤、平日休みという形態も増えてきている中で、「就業形態に関わらず」となると、そういう就業形態に合わすということになりかねない。たとえば「幼稚園、保育園を日曜日に

開けます」と捉えることもできるのではと思う。

(事務局) 指摘を踏まえ、「親の就業形態に関わらず」という表現ではなくて、もう少し幅を持たせた表現に修正したいと思う。

(委員) 第1章の新制度におけるサービスの全体像について、市民の目から見ると分かりにくいと思う。事業を利用する母親からすれば、例えば幼稚園ではこの種類のサービスがあるとか、認定こども園はこういう方向に進んでいくのでこんな選択肢も増えるとかの情報が知りたいところ。そのあたり、もう少し分かりやすく説明してほしい。

(事務局) 新制度におけるサービスの全体像のところ、向かって右側の地域子ども・子育て支援事業というところについては、分かりにくかったように感じる。地域子ども・子育て支援事業の一つ一つについては、巻末の用語集でも詳細に書いていきたいと思うが、第1章の新制度におけるサービスの全体像のところでは、どのサービスがどこで実施しているのかといったことが分かるような表記に修正していく。

(委員) 自分の就業形態や子どもを預かってくれる人の状況とか、それぞれの状況によって、どういうサービスが利用できるのかなどが分かればと思う。複数にサービスを組み合わせて利用したい保護者もいると思うので、そういった点も配慮してほしい。

(事務局) 指摘を踏まえて、修正したい。

(委員) 新制度におけるサービスの全体像の図について、子ども・子育て支援給付に関することは掲載の通りだと思うが、私学助成を受けている施設についてどのように変わっていくのかわかりにくい。

(事務局) 新制度に移行しない場合の私立保育所、幼稚園に関しては、私学助成制度は引き続き存続すると聞いている。そういったことも計画書中に記述を加えるようにしたい。

#### 【議題②：前回配付の資料説明】

(1) 開会【第4回会議の資料説明】と内容が重複するため、省略。

#### 【議題③：子ども・子育て新制度関係条例案に係るパブリックコメントの実施について】

(議長) 基本的には国の基準に沿った条例を制定するというだけでよいか。条例案はパブリックコメントを実施するとのことだが、次回会議はパブリックコメント終了後ということなので、条例案についての細かな審議は次回会議でよいか。

(事務局) 了承。

(議長) 現在、市が補助金を出している事業と出していない事業があると思うが、この条例によってその点で何か変わることはあるのか。

(事務局) 今回の条例については、施設の基準、認可の基準についての条例となっている。補助の基準を変えるという内容ではない。だが、今後の保育所や幼稚園の運営を進めていく中で、給付費の仕組みが変わる部分もあり、そのあたりは検討し

た上で、改正していくべきものは改正していく必要はあると考えている。

(委員) この子育て会議の中で、この条例の内容を検討するわけではないと考えているが、そういった認識でよいか。

(事務局) 条例の中身については、パブリックコメント後、議会に提示する。したがって、この会議で条例案を審議していくということではない。

(委員) 「国の基準」とは、基本的には国がつくった一つの考えであると思うが、「国の基準を踏まえる」との説明については、国の基準以上のことをやっていると考えてよいか。

(事務局) 国の基準どおりでないような表現、「国の基準を踏まえる」という表現が載っているところは2点。例えば放課後児童健全育成事業だが、とりわけ入会児童数に関しては国の基準を上回ったサービスを提供している。家庭保育所に関しては、いろいろな条件をこれから精査していかなくてはならないが、基本的には、国の基準を大きく下回った事業がそのまま残ることはない。

(委員) もりぐち児童クラブの入会児童室というのは、すごくハイレベルな取り組みををしてもらっていると思うので、今よりレベルが下がることがないようにだけお願いしたい。いいところはそのまま継続してもらい、「国の基準で下げた」ということがないようにお願いしたい。

(事務局) 国が示すのはあくまでも最低基準であるので、国の基準を上回っている事業については、今後レベルを下げるとか、国の基準に合わせることは考えていない。

#### 【議題④：健康診査の結果と内容説明】

##### ○発達障害について

(委員) 発達障害の児童、発達障害のおそれのある児童について、保育所や幼稚園から小学校に上がるときの引き継ぎはきちんとできているのか。

(事務局) 健診の結果、発達障害のおそれがある場合については、母親の了承を得たうえで、必要であれば一緒に出向き、健診の結果、保護者の心配ごとなどを、施設側に伝えるようにしている。小学校に上がる時も、母親が学校に障害のことを伝えることができない場合は、保健師が学校に同伴し、教頭や教育委員会に対して相談というかたちで結果を伝えている。

(委員) 発達障害のグレーゾーンで、母親が認められない、認めたがらない場合についても、保育所・幼稚園と小学校の間で連携ができていくのか。

(事務局) グレーゾーンの子どもで母親が障害を絶対に認めない場合については、保健師はどうすることもできないのが現状。ただ、認められない母親に対して、「小学校へいったときに何かあったら相談にのる」「一緒に学校に話に行く」ということ、「教育センターにも発達相談を受けてもらえるところもある」ということは伝えている。

(委員) 子どものことに関しては、親の了承のうえでないと何もできないのが現状。今後は、親の許可を得て、医療機関と保育所・幼稚園との情報のやりとりができて

るようにしていくべきだと思う。

- (事務局) 診断名が付いた場合で、保護者の理解を得られる場合であれば、広く対応していけるが、保護者が認めない場合について、実際にどういう対応ができるのかは別として、必要な対応をしていかないといけないと考えている。
- (委員) 子どもの学年が上がってくると、子どもの発達障害を認められるお母さんが増えてくると思う。自分のまわりに発達障害の子がいないから、障害について何もわからないという状態については疑問の声もあるので、発達障害について関心の低い保護者の方たちに、発達障害に対する正しい知識を知らせる機会をつくってほしい。
- (委員) 守口市の保育所、幼稚園の力は大きいと感じるし、潜在する保育力も大きいと感じている。個人情報をごとまで広げてよいのかという問題はあるが、要は情報がどう行き来するか、どう活用するかが重要だと思う。発達障害であることで差別されるのではなく、健常な子どもも、そうでない子どもも、いわゆるユニバーサルデザインのような形で同じように保育することが、すべての子どもにとってプラスになるという考え方が広がりつつあるようなので、その機運を広げていただきたいと思う。
- (委員) 発達障害に関しては、「認められない」という親の声をたくさん聞いている。今の時代、スマートフォンやパソコンが当たり前のようにあるという環境なので、健診での課題ができなくても大丈夫だという、代替的な視点で考える親もいる。そのような中で、親として、子どもの発達障害を認めることができる環境、専門機関にご相談できる環境など、発達障害の子どもが成長していく家庭環境をつくるのも役割のひとつだと思う。
- (委員) 発達障害の子どもが、保育所や幼稚園の場で日常生活力を身に付けるのは難しいことではないと思う。保育所や幼稚園で生活能力を身に付けることで、その子が小学校に上がったときの力の発揮の程度が全く違うと思し、小学校に上がるまでに、健常な子どもと同じような教育・保育のレベルを受けられることは、その子にとってすごく大きな財産になると思う。発達障害の子どもが日常生活の力を付けるために、どの保育所、幼稚園においても、発達障害に対して同じ認識のもとで、同じような保育をしていくことが大事で、そういった点で保育所や幼稚園の教育・保育の質を全体的に上げることは意外と簡単だと考えている。何かが得意な子と不得意な子がいるとすれば、不得意な子に合わせればいいと思うし、不得意な子に合わせることで、得意な子にもより分かりやすくなると思う。
- (議長) 発達障害の子がいたら個別対応で、その子に対して何かするわけではなくて、その子を下のレベルにして、それに合わせた形で全体教育するという考え方だと思う。保育・教育の基準をどういうふうにするか、平均レベルに合わせるか、それとも一番下のレベルに合わせるかという問題かと思う。
- (委員) 幼稚園、保育所については、教育要領、保育所保育指針に基づいて保育計画、指導計画を立てていくことになっている。いろいろな取り方があると思うが、今の流れの中では、下に合わせるとか上に合わせるという考え方ではなくて、

一人の子どもをしっかりと見て、その子どもに合った保育を提供し、小学校に向けて生きる力を付けていくというかたちになっている。

(委員) きっと、同じことを言っていると思う。子どもが大切に、個が大切に、個を大切に、子どもを伸ばしていきたいという考え。例えば先生が黒板に小さい文字を書いたら、子どもはそれだけで疲れてしまう。後ろにいる子のことも考えて、丁寧に大きめに書いてあげることがはしないといけない。ユニバーサルデザインはもっと広いと思うが、そういう子を丁寧に扱っていくと、すべての子が分かりやすくなっていくということだと思う。

#### ○1歳6カ月健診、3歳6カ月健診について

※注：この項目については、個人が特定される内容の意見については削除している

(委員) 1歳6カ月健康診査には4つの課題があるが、心理面の「要経過観察」が「異常なし」の倍近くとなっていて驚いた。たとえば24年度で受診者948名、うち「以上なし」328名、「要経過観察」607名という数字だけ見ると、1歳6カ月でこの4つの課題をすべてクリアすることが、ハードルが高いことのように感じる。この4つの課題はどこが定めているものなのか。

(事務局) この4つの課題については新版K式発達検査というものを採用している。1歳6カ月健診を始めるにあたり、どういったスクリーニング基準を設けたらよいか、いろいろ調べ、北河内地区の自治体にもヒアリングをしたうえで決定した。なぜ「積み木」「はめ板」「指さし」を選んだかに関してだが、「積み木」については、手先の震えがあったら麻痺とかを疑うことができるという点で採用した。「はめ板」に関しては実施していない市町村もあるが、「なしで判断するよりも、一度試してみよう」と考え採用している。「指さし」に関しては、できなければ言葉、コミュニケーションに問題があると疑うことができるという点で採用している。ただ、「指さし」に関しては、1歳6カ月で通過となる子どもは6割程度なので、できなくてもまあまあ普通であると判断できる。ただ、1歳6カ月健診の次に、内科的な機会を見るのは3歳6カ月健診となる。守口市の場合は2歳の歯の健診があるので、そこで発見することもできるが、通常は1歳6カ月健診のあとは3歳6カ月健診ということもあり、1歳6カ月健診でのスクリーニングの基準を厳しく設けている。他の市町村では、健診の場でできなくても、母親が「家でできている」といえば通過というケースもあるが、守口市の場合は必ず確認している。指さし課題についてはできない子どもも多いが、その場合は「必ず2歳の歯の健診でもう一度受診してほしい」と伝えている。このような段階を踏んでおり、基準に関してはこれでいいと考えている。

(委員) 3歳6カ月健診の心理面で「要指導」について、平成24年度では受診者891名のうち171名、平成25年度では受診者861名のうち279名と、相当な数になっている。3歳6カ月健診で「要指導」「要経過観察」と言われた場合、保護者はどうしたらいいかと思うと思う。3歳6カ月というと、保育所や幼稚園に行っている頃だと思うので、保育所や幼稚園に相談していると思うが実際はどう

なのか。これだけの人数が「要指導」と言われていたら、それをフォローするのが幼稚園や保育所の役割なのではないかと感じている。

(議長) 健診で「要指導」「要経過観察」となった場合に、誰を中心に、こういった情報のやりとりが行われているのか。

(事務局) 担当地区の保健師が中心となって保育所や幼稚園と保護者をつなげたりして、情報のやりとりの間に入っている。

(議長) 現状では担当地区の保健師が個人情報をコントロールしているということか。

(事務局) コントロールという表現が適切かどうかはわからないが、そういった情報は保護者の同意なしでは伝えられないというのが原則となっている。色眼鏡で見られるのが嫌という理由でなかなか同意しない保護者も多いが、どういうメリットがあるかを説明するようにして、なるべく幼稚園・保育所につなげるように努力していると解釈していただければありがたい。

(議長) 情報のやりとりは、保護者と保育園・幼稚園という二つだけの間なのか、それとも福祉施設や医療機関も間に入っているのか。そういう全体的な情報のやりとり、福祉施設、医療機関との連携はどうなっているのか。

(事務局) 既に病院に行かれている子どももいるので、そういう場合には、担当保健師が、病院と保育所もしくは幼稚園と保護者をつなげていくし、保育所に行く前にわかすぎ園に入っている子どももいるので、そういう場合にはわかすぎ園から保育所に情報がわたるように担当保健師がうまく配慮している。

(事務局) 3歳6カ月健診で「要指導」となった子どもについては保護者から相談を受けることもある。その場合には、専門医療機関の受診を勧めたり、保護者の了解の下で健診の結果を保育士に伝えたりというパイプ役を果たしている場合がある。

(委員) 1歳6カ月検診、3歳6カ月健診については、守口市は非常にレベルが高いと思う。発達障害を知る機会、納得する機会としても、1歳半健診の意味は大きいですが、重要なのは、診断の結果を今後の保育にどう生かすかということになってくると思う。

#### 【議題⑤：その他資料説明】

○資料5 「小・中学校別・区エリア別守口市在住子どもの人数分布表」について

(議長) 資料5について、東部、中部、南部の三地区で見た場合、一番定員が多いのは南部ということか。

(事務局) はい。

(議長) 南部地区の定員が一番多くなっているが、大日を抱える東部地区の人口は伸びる可能性もある。需要と供給を考えた場合、市全体としては、供給量の方が多い。つまり、定員数を考えた場合、全体でいけば定員はおそらく足りると思う。しかし、地区ごとで考えた場合は、東部地区が若干足りない可能性があり、南部地区は余る状態になっているという地域のアンバランスが起こっている状態。地区によってかなり現状が違ってきているところを認識していただければと思う。

○資料6「エリア別保育所入所状況一覧表」、資料7「エリア別保育所・幼稚園入所入園状況一覧表」について

(委員) 資料7をみると、市内の保育所・幼稚園の合計が37カ所で、待機児童45人ということでしょうか。

(事務局) この45名という数値は4月1日現在の待機児童数であるが、国の基準に従った待機児童数と判断してほしい。申し込みされているにもかかわらず、認可保育所に入所できない児童の数は資料6にあるとおり262名となっている。

(議長) 2つの数字の違いについて説明をお願いしたい。

(事務局) 資料7の45名という数値は、国が待機児童として定めている基準に従った数値であり、資料6の262名については、保育所に入所の申し込みをしているにもかかわらず、4月1日時点でいずれの認可保育所にも入所しない児童数であるが、この中には、特定の保育所でないと預けたくないという場合も含まれている。262名という数が多いのか少ないのかは、現時点では判断しづらい。

(委員) 資料7について、定員、児童数など、市外、市内、待機児という表の見方を教えてほしい。

(事務局) 各園の定員については、0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳とそれぞれに定められており、それをまず公立、私立、それぞれ幼稚園、保育所という形で集約した。私立の幼稚園の定員については、大阪府に問い合わせ確認している。

(議長) 先ほど4月1日現在の待機児童数とあったが、他の月も調査しているのか。調査しているとしたら、直近のデータはどうなっているか。

(事務局) 毎月1日現在で入所児童数、待機児童数について、国に報告しているので、数字は把握している。7月1日が直近データとなるが、現在集計中のため数字は把握できていない。6月1日現在では待機児童が37名となっている。

(議長) 通常で考えると、育児休業制度がある会社が多いと思う。そういった点を考えると、育児休業が取得できる1歳までは、母親が家庭にいるケースは多いと思う。しかし、育児休業が明けた場合には、預けるところがなくて、職場に復帰できないケースが生じている。守口市では年度の途中入所は現実問題として可能な状態なのか。

(事務局) 4月の入所で多くの保育所が埋まってしまうのが現状である。ただ、転居などで退所する児童がいる場合などには、途中入所は可能となっている。民間保育所については、職員の配置の関係もあるが、受け入れが可能な職員体制であれば、途中入所が可能な場合もある。

(議長) そうすると、待機児童をゼロといった場合は、4月1日時点での待機児童ゼロを目指すということになるのか。

(事務局) 大阪府への報告や全国的な集計では年度当初の4月1日時点での待機児童数が基準となっている。そういう点を踏まえ、まずは4月1日時点での待機児童解消を目指している。しかし、育休明け、産休明けなどの部分にも答えていくために、年度途中の待機児童も見据えながら、体制を整えていくように考えている。

- (委員) 資料4「教育・保育施設等に通う守口市在住の子どもの状況」を見ると、途中入所のニーズがよくわかる。資料4をみると、保育所の0歳児が143名の入所数。1歳になった時点で337名と、2倍以上に数値が上がっている。これは0歳児の時点で育休が明けて、1歳から入所を申し込んでいる人が多いということで、途中入所のニーズがある可能性が高いと考えられる。育休が明け、仕事に復帰しようという母親、父親が、すぐに復帰できるようにするためには、ここをどう受け入れていくかということが大きな課題になってくると思う。そのために、定員を増やすことは実際にできるのか、新しい施設をつくるのが効率的でないとすれば、他にどういう方法、方策があるのか、ということを考えていかななくてはならない。認定こども園もその一つの方策として考えていかなくてはならないのかもしれない。
- (委員) 私の園に限って言えば、中途入所は非常に難しい。たまたま空きが出て入所できるラッキーなケースもあるが、やはり途中入所は難しいのが現状。これからこども園に移行していくとしても、需要と供給に対する方針を早く出していけないと難しいと思う。
- (議長) 民間で受け入れること自体が非常に難しいということか、それとも園によって状況は変わるのか。
- (委員) 今の状況だと、どの園も中途入所は難しい。
- (委員) 幼稚園の場合は、転任とか転勤のケースも何件かあるので、園の方針による部分もあるが、たいがいの途中入園は受け入れている。今は満3歳児保育ということで、3歳になったばかりの子どもが毎月のように入ってきている状況。
- (委員) やはり、0、1、2歳、特に1歳児の入所が難しいように思う。産休明けなどの理由で1歳児の待機率が非常に高いように思う。
- (議長) 先ほど指摘があったように、0歳から1歳にかけて、200名近く入所数が増えるという現状。この数字では、途中受け入れは難しいのが現状と考えてよいか。
- (事務局) 数字的には難しい。
- (委員) 0歳児に関しては教員配置が3人に1人。1歳、2歳は教員が6人に1人。たくさん移動に関しては、教員配置の問題があると思う。
- (議長) 公立でこれだけの数を途中で受け入れることは可能なのか。
- (事務局) やはり0歳、1歳、2歳の部分については厳しい状況。3、4、5歳については、比較的空きの状況がある。
- (議長) 待機児童を考えたときに、産休明け、産休明けの保育ニーズを、どこがどういう形で受け入れるかということが一番の根幹になるところだと思う。これは議論に時間がかかってしまうので今後の議題としたい。

**【議題⑥：「素案 第2章」について】**

○2章の掲載内容について

- (議長) 2章に掲載している表やグラフについての取捨選択はもう確定したのか。
- (事務局) まだ完全に確定していないが、内部での検討は進めている。

(議長) このデータはおそらく、具体的な施策の展開に関わってくるデータと思う。2章については事務局の修正案が出たところで議論したほうが具体的な議論ができると思う。

(事務局) 前回と今回の指摘を踏まえて、修正案ということで次回会議で示したい。

**【議題⑦：「素案 第3章」について】**

(議長) この評価は各課が評価したとのことで、内容的に言うと自己評価であると思う。

(事務局) 自己評価ではあるが、事務局から各課に詳細について聞き取りをするという形はとっている。職員の自己評価の結果、こういう結果が出ているというような書き方も一つであると思っている。

(委員) この評価を通して、今回の事業計画とどう結びつくのか、リード文の書き方によると思う。ここに掲載している評価すべてがこの事業計画に結びつくわけではないと思うがその整合性はどうか考えるのか。

(事務局) 今回は3章までの素案の示させてもらったが、事務局では4章の作成にかかっている。4章、つまり、今回の事業計画の基本理念をどうするか、その基本理念の下の基本政策はどう設定するか、その下に具体的な事業をどうくっつけていくのかということになるが、次世代の後期計画をみると、議論していただいている内容とかぶる部分が多くある。例えば、資料4-3の1ページの体系図、施策目標「子どもの豊かな成長支援」を見てもらうと、「子どもと母親の健康確保」がある。これは会議でも随分議論が出た部分だと思う。したがって、次世代計画と今回の事業計画とを体系図でもって対照させ、継続する事業、しない事業について現在検討中である。基本的には次世代計画の一部として、今回の事業計画があるというイメージを持っている。

(議長) 体系的に考えた場合に、ニーズ調査と、そして次世代計画の評価という二つが前提条件となって、今後の4章を組み立てていくという考え方でよいか。

(事務局) はい。

(議長) そうした場合、評価については、あくまでもこの会議が評価しなければならないと思う。これをそのまま読んでも、おそらく市民の方はよく分からないと思うので、簡単な通信簿、○、×、△などの一覧表にするなどを作った方が早いのではないか。

(委員) 各所管課がそれぞれの達成目標を設定し、それぞれ評価をしている。一面を取り上げて、それでこちら側で評価するというのはなかなか難しい。そう考えると、自己評価は自己評価でよいのではないかと思う。

(事務局) 次世代計画の事業一つ一つは119項目と量が多く、すべての評価を一覧とするのは大変な量となるが、簡単なコメントと現在の評価という形で、毎年公表しているものがあるので、それをベースにすることも考えられる。それと、施策目標のレベルか、個別事業のレベルか、どのレベルで評価するのかという問題もある。今回の資料では、推進目標のレベルで評価を掲載している。そのあたり、事務局で腹案を作成し、次回会議で示したいと思う。

#### (4) その他

##### ○守口市の目指す方向について

(委員) 前回の会議で、「守口市の人口を上げたい」ということで、将来人口 15 万人という数値があったが、今日の資料からすると難しいのではないかと思う。その上で人口を増やしていきたいと考えるのかどうか。それと待機児童もなくしていきたいという方向だが、人口が増えれば待機児童も増えるかもしれないという可能性もある。そのあたりどのように考えたらよいか。

(事務局) 人口に関しては、第 2 回会議で議論があったと思う。平成 23 年策定の第五次守口市総合基本計画では、科学的な手法に基づいて推計した結果、平成 32 年の守口市の総人口は 13 万 3,000 人になるという話だった。当時、守口市の人口は 14 万 6,000 人で、15 万人は維持しようという考えで、現行の総合基本計画を立案している。ただし、今回の事業計画での人口推計は平成 32 年で 14 万人と、総合計画の推計値と比べると、人口はそこまで落ちないという推計結果になっている。しかし、守口市が大阪市に隣接していて、交通至便であることなどを考慮して、事業計画の 14 万人という値は妥当な推計値と判断している。もう一点、将来人口を目標である 15 万人と考えるか、事業計画の推計である 14 万人と考えるのかということについてだが、守口市として目指すのは 15 万人であるが、事業計画においては、実際に算出した推計値、需給計画として元となる人口は 14 万人であると考えていただきたい。事業計画を推進するにあたり、例えば、認定こども園のメリットを十分に生かす、発達障害に対する施策を強化する、平日中心の保育サービスを見直すなどの特徴的な対応ができれば、守口市の魅力につながり、市の人口増加につながるのではと考えている。

(議長) 地域的な問題はあるが、総数でいけば、守口市は現状でも 15 万ぐらいの供給量を持っていると思う。ただ、その供給について、3 歳から 5 歳まではある程度あるが、0 歳から 3 歳はどうなのかといったところと、平日以外のサービスをどのように提供するかという質の問題だと思う。あと、地域の問題で、南部地区の供給量過多の状態をどうするか。極端な話だが、南部地区では公立の施設をどうするかという問題もあると思う。供給量的にいうと、守口市は 15 万の供給量はあるので、質と地域的な問題をどう扱っていくか。それと、こども園を進めるとしたら、施設面の問題があるので、引っ越しを考えなくてはならない場合もある。

(委員) 交通の便が悪いわけではないので、市内で広域的にしていけるのがいいと思う。バスを持っている保育所もあるし、そのあたりも行政と相談しながらやっていきたい。

(議長) そういう認識でよいか。

(事務局) 総合基本計画においては 15 万人を目指しているが、少子高齢化が急速化しているのが実状で、人口も減少傾向にあるのが本市の状況となっている。その中で

14万、15万を目指すためには、子育て世帯への支援のあり方が非常に大きな部分を占めていると考えている。そういったことから、この会議での意見を参考に、公立のあり方も併せて検討しているところである。先ほどから、0歳から3歳の待機児童をどうするのが大きな課題という話があがっているが、公立の保育所では、0歳、1歳の保育は施設的に無理な施設もある。耐震化に対応できていない施設もある。現状守口市内では、公立・私立を合わせ、保育所、幼稚園は37カ所となっており、他市に比べると施設数は多い状況ではないかと考えている。そのあたりも踏まえ、新たに子育て支援ができる方策と公立の施設数の見直し、そういった部分も含めて検討していきたいと考えている。

#### ○こども園への移行について

(委員) 条例案を出すということは、こども園に移行しようと思えば27年度からすぐにできるということだと思うが、守口市は保護者に対してどのように説明する予定でいるのか。みなし認定をするといっていたが、保護者にどう説明したらよいのか。説明願いたい。

(事務局) 27年度の新制度開始に向かい、認定こども園化する施設もあると聞いている。今後、認定こども園制度については、施設と連絡を取りながら、保護者に情報提供をしていけるよう努めていくのでご協力をお願いしたい。

(委員) できたら、日にちを決めてもらって、各施設で説明会みたいなものを開催してもらえるとありがたい。先生が説明するよりも、市が説明する方がわかりやすいと思うし、保護者の質問に対して回答もすぐに得られると思う。

(議長) 条例はいつから施行となるのか。

(事務局) 27年4月1日施行を予定している。

(議長) 法律が制定されていない時点で募集をかけることになるので、皆さん方が不安を募られるのはもっともだと思う。そのあたりについては十分に配慮していただきたい。

(事務局) 体制を整備して、各施設にも説明し、保護者の方への対応も進めていきたいと考えている。

(委員) 私立幼稚園の場合は定員数も満たされた運営状態で、こども園への移行については、各園来年度から5年かけてどうしようかという感じである。こども園になったとして、市のどの部署と連携していったらよいのかわからない。

(委員) こども園への移行が進むと、保育士と幼稚園免許の両方を持たないと、幼保連携型認定こども園では働けないということが想定される。子どもの保育の質を上げようとするなら、そこで働く保育士の質も上げていかないといけないと思う。保育士、先生の待遇・処遇面を考えた施策をお願いしたい。

#### ○その他

(委員) 守口市の小児医療の補助は小学生までだが、大阪市などはもう少し上の年齢まで補助しているところもある。流入人口を増やすという点からも、近隣他市と

比較して、「子育て環境は守口がいい」というところを出していけるようお願いしたい。鶴見区に流出している人口も実際にたくさんある。

(委員) 私立の幼稚園は守口市から現行管理補助金をもらっている。そういった補助金が打ち切られた場合、子どもたちにサービスが還元できなくなるし、料金も高く設定しなければいけない。

(5) 閉会